

宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る審議（第8回）

1. 日 時

平成29年6月1日（木） 10時35分～11時05分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：市川旅客課バス事業活性化調整官ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 菅井審議官、川崎調査官、鈴木課長補佐

4. 議事概要

- 自動車局が宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、上限運賃の変更申請における収支比率が100%を超えた場合の考え方について説明した。

- 運輸審議会委員からは、

- ① 運賃原価の詳細な算定方法は、なぜ非公表にしているのか。
- ② 運賃原価の査定においては、地域ブロックの標準原価と実績値を和半しているが、事業者の規模や競争条件を考慮できないか、今後検討して頂きたい。

これに対し、自動車局からは、

- ① 処理方針には基本的な考えを定めているが、細部については柔軟な対応を行えるよう、非公開としている。
- ② 標準原価については毎年数字の見直しを行っているが、今後適切な方法があれば見直しをして参りたい。

等の回答を得た。

- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、平成29年2月28日、3月14日、3月28日、4月13日、4月20日、

5月18日、5月25日及び本日の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、次のような結論を得た。

- ・ 宮城交通株式会社については、申請上限運賃を修正して認可することが適当である。
- ・ 株式会社ミヤコーバスについては、道路運送法第9条第2項の認可の基準に適合しており、申請どおり認可することが適当である。

○ 事案処理職員から答申案について説明を聴取した後、委員相互間で討議を行ったところ、原価の算定方法について、経済社会環境の変化に即した見直しを求める要望事項を付すこととなった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。